

■ Article ■ .....

みなし譲渡課税／取引相場のない株式の低額譲渡（納税者逆転敗訴）

～譲渡所得課税の趣旨と借用される評価通達の解釈～

令和2年3月24日最高裁第三小法廷判決（破棄差戻し）Z888-2296

税理士 依田 孝子

はじめに

この事案では、個人から法人に対する取引相場のない株式の譲渡につき、所得税法59条（みなし譲渡）1項の「その時における価額」は、配当還元方式により算定した価額か、類似業種比準方式により算定した価額かが争われた。具体的には、所得税基本通達59-6が定める条件の下に適用される財産評価基本通達188の(3)の少数株主か否かの判断は、文言どおり譲受人の株式取得後の議決権割合によるのか、文言を読み替えて譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合によるかが問題となった。

I 事案の概要

1 事実関係等の概要

- ① 金属製品及び消防器材の製造販売等を営むA社の代表取締役であったB（平成19年12月26日相続開始）は、平成19年8月1日、C社に対し、所有していたA社の株式のうち72万5000株（本件株式）を、代金額を1株当たり75円（配当還元方式により算定した額）、合計5437万5000円として譲渡（本件株式譲渡）した。
- ② A社は、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）178にいう大会社に該当し、その株式は、所得税基本通達23～35共-9の(4)ニの株式及び評価通達における取引相場のない株式に該当する。
- ③ 本件株式譲渡の直前におけるA社の株主が有する議決権の割合は、Bが単独で15.88%、Bとその同族関係者を合計すると22.79%であった。本件株式譲渡により、議決権の割合は、Bが単独で8.00%、Bとその同族関係者を合計すると14.91%、C社が7.88%となった。本件株式譲渡の前後を通じて、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が議決権総数の30%以上となる株主、すなわち評価通達188の(1)にいう同族株主に当たる株主はいなかった。
- ④ Bの相続人である被上告人らは、Bの平成19年分の所得税につき、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を、その代金額と同額の1株当たり75円、合計5437万5000円として、所得税法125条1項による申告書を提出した。これに対し、所轄税務署長は、被上告人らに対し、本件株式譲渡の時における本件株式の価額は類似業種比準方式により算定した1株当たり2505円、合計18億

1612万5000円（異議決定による取消後の金額）であり、本件株式譲渡は、所得税法59条1項2号に定める低額譲渡に当たるとして、Bの平成19年分の所得税に係る各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

- ⑤ 被上告人らは、評価通達188の(1)～(4)の少数株主のうち、所得税基本通達59-6の(1)において触れられていない評価通達188の(2)～(4)の少数株主に該当するか否かの判定は、株式の取得者の取得後の議決権の割合により行うべきであり、C社は評価通達188の(3)の少数株主に当たるとして、本件株式譲渡時における本件株式の価額につき、配当還元方式により算定した額を主張する。これに対し、上告人は、譲渡所得に対する課税の場面において、評価通達188の(1)～(4)の少数株主に当たるか否かの判定は、株式の譲渡人の譲渡直前の議決権の割合により行うべきであるところ、Bは少数株主に当たらないとして、本件株式譲渡時における本件株式の価額につき、原則的な評価方法である類似業種比準方式により算定した額を主張する。

## 2 原審の判断

原審（平成30年7月19日東京高裁判決・TAINSコード：Z888-2198）は、所得税基本通達59-6が定める条件の下に適用される評価通達において定められた評価方法自体は一般的な合理性を有するとした上で、要旨次のとおり判断して、被上告人らの請求を一部認容した。

- ① 通達の意味内容については、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、その文理に忠実に解釈するのが相当であり、評価通達188の(2)～(4)の「株主が取得した株式」などの文言を「株主が譲渡した株式」などと殊更に読み替えることは許されない。
- ② そうすると、譲渡所得に対する課税においても、評価通達188の(2)～(4)の少数株主に該当するかどうかは、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権の割合により判定されるというべきであり、所得税基本通達59-6はこのことを定めたものとして合理性を有するところ、本件株式の譲受人であるC社は評価通達188の(3)の少数株主に該当するから、本件株式の価額は配当還元方式によって算定した1株当たり75円であると認められる。
- ③ したがって、本件株式譲渡が低額譲渡に当たらないにもかかわらず、これに当たるとしてされた本件各更正処分等は違法である。

## II 最高裁の判断

### 1 譲渡所得課税の趣旨と所得税法59条1項の「その時における価額」

- ① 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである〔最高裁昭和41年（行ツ）第8号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁、最高裁同41

年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照]。

- ② 所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

## 2 譲渡所得課税における評価通達の取扱い

- ① 所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、所得税基本通達59-6は、譲渡所得の基因となった資産が取引相場のない株式である場合には、同通達59-6の(1)～(4)によることを条件に評価通達の例により算定した価額とする旨を定める。
- ② 評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、取引相場のない株式の評価方法について、原則的な評価方法を定める一方、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的に配当還元方式によるものとする。そして、評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合により配当還元方式を用いるか否かを判定するものとするが、これは、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものであることができる。
- ③ これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。
- ④ そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場면을前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。

## 3 評価通達188の(3)の「少数株主」該当性

- ① 所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に

応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものといえることができる。

- ② ところが、原審は、本件株式の譲受人であるC社が評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時ににおける価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。

#### 4 結論

以上によれば、原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件株式譲渡の時ににおける本件株式の価額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

##### 〈宇賀克也裁判官の補足意見〉

- ① 原審は、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないとし、通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないという。原審のいう租税法規の文理解釈原則は、法規命令については、あり得べき解釈方法の一つといえよう。しかし、通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。
- ② さらに、所得税基本通達59-6は、評価通達の「例により」算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた読替えをすることを想定しており、このような読替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえないと考える。
- ③ もっとも、租税法律主義は課税要件明確主義も内容とするものであり、所得税法に基づく課税処分について、相続税法に関する通達の読替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいことは否定できない。課税に関する予見可能性の点についての原審の判示及び被上告人らの主張には首肯できる面があり、より理解しやすい仕組みへの改善がされることが望ましいと思われる。

##### 〈宮崎裕子裁判官の補足意見〉

- ① 所得税法に基づく譲渡所得に対する課税と相続税法に基づく相続税、贈与税の課税との差異を踏まえると、所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達59-6で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものになっているという点において

問題があるといわざるを得ない。租税法の通達は課税庁の公的見解の表示として広く国民に受け入れられ、納税者の指針とされていることを踏まえるならば、そのような通達作成手法については、分かりやすさという観点から改善が望まれることはいうまでもない。

- ② 所得税基本通達 59-6 には上記の問題があることが認められるものの、より重要なことは、通達は、どのような手法で作られているかにかかわらず、課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。
- ③ 税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。
- ④ 本件においては、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」が争われているところ、同項は、譲渡所得について課税されることとなる譲渡人の下で生じた増加益の額を算定することを目的とする規定である。そして、通達に従った取扱いは、当該通達が法令の内容に合致していない場合には、適法とはいえず、本件の場合、譲渡所得に対する所得税課税について相続税法に関する通達を借用した取扱いが適法となるのは、そのような借用が所得税法に合致する限度に限られる。
- ⑤ 所得税基本通達 59-6 は、取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」について、無限定に評価通達どおりに算定した額とするものとしているわけではなく、評価通達の「例により」算定した価額としていることは、法廷意見が指摘するとおりである。これは、同項の「その時における価額」の算定について評価通達を借用するに当たっては、少なくとも、譲渡所得に対して課される所得税と評価通達が直接対象としてきた相続税及び贈与税との差異から、所得税法の規定及びその趣旨目的に沿わない部分については、これを同法 59 条 1 項に合致するように適切な修正を加えて当てはめるという意味を含んでいると理解することができる。
- ⑥ このような理解を前提とする限り、所得税基本通達 59-6 による評価通達の借用は、所得税法 59 条 1 項に適合しているといえることができる。
- ⑦ そして、所得税基本通達 59-6 の(1)は、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかにつき株式を譲渡又は贈与した個人（すなわち、株式を取得した者ではなく、株式の譲渡人）の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数によると明記していることは原審判決も摘示しているとおりのことであるが、これは所得税法 59 条 1 項が譲渡所得に対する課税に関する規定であるため、同項に合致するよう評価通達に適切な修正を加える必要があるという理由から定められたものであることは明らかである。

- ⑧ この理由は、評価通達 188 の(3)の少数株主の議決権の割合に言及している部分についても同様に当てはまる。なぜならば、譲渡人に課税される譲渡所得に対する所得税課税の場合には、譲渡の時までに譲渡人に生じた増加益の額の算定が問題となるのであるから、その額が、譲渡人が少数株主であったことによつて影響を受けることはあり得るとしても、当該譲渡によつて当該株式を取得し、当該譲渡後に当該株式を保有することとなる者が少数株主であるか否かによつて影響を受けると解すべき理由はないからである。
- ⑨ したがつて、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」の算定に当たつてなされる評価通達 188 の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのでなければ、法令（すなわち所得税法 59 条 1 項）に適合する取扱いとはいえない。

#### 【コメント】

令和 2 年 3 月 24 日最高裁判決は、当メルマガ 140 号で紹介した平成 30 年 7 月 19 日東京高裁判決（原審）の上告審である。原審は、第一審判決（平成 29 年 8 月 30 日東京地裁判決・TAINS コード：Z267-13045）を覆し、納税者勝訴の判決を言い渡したが、最高裁判決では、再逆転し納税者逆転敗訴の結果となった。

最高裁判決では、譲渡所得課税は、譲渡人の資産の値上による増加益課税であることを前提に、所得税基本通達 59-6 は、評価通達の「例により」算定した価額とされていることから、評価通達は相続税と譲渡所得に関する課税の性質の差異に応じた取扱いがされるべきであるとして、評価通達 188 の(3)の少数株主に該当するか否かについても株式を譲渡した株主について判断すべきであるとした。そして、下級審で争われた株式の時価についての具体的な判断が示されないまま、原判決中上告人敗訴部分を破棄し、本件を原審に差し戻した。

#### 《関連ホームページ》

- 最高裁判所ホームページ <https://www.courts.go.jp/index.html>
- T A I N S ホームページ <http://www.tains.org/>
- 日税研メールマガジンバックナンバー <https://www.jtri.or.jp/mailmag/bkno/>

以上